

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



暑中御見舞

平成27年盛夏

■所得税改革へ向けて

共働き・子育て・若者世代を後押し

社会構造の変化に対応

■税体系を総点検

政府は6月30日、経済財政運営の基本方針(骨太の方針)を閣議決定しました。税体系全般を総点検すると明記され、方針としては、

「低所得若年層の活力維持」や「女性の活躍推進・子ども子育て支援」などが掲げられました。

この骨太の方針を受けて、政府税制調査会が7月2日に開かれ、働く女性を増やし、子育て世帯を支援するため、税負担を軽くする制度などを根本から見直す所得税改革の議論がスタートしました。

■社会構造の変化

所得税を軽くする各種控除には、創設から長期間経過し、社会構造の変化に合

骨太方針の基本的な考え

働き方、稼ぎ方への中立性、公平性の確保

低所得の若者や子育て世帯の活力維持

世代間・世代内の公平の確保

論点予想

- 配偶者控除の見直し
- 自営業者と会社員間の税負担を巡る不公平感の是正
- 高所得者の増税と低所得者の減税
- 減税の恩恵を受けられない低所得者に現金を給付する「給付付き税額控除」の導入
- 子育て世代の優遇
- 現役世代より手厚い「公的年金控除」の見直し
- 所得や資産が多い高齢者の増税

わなくなってきたという指摘が多くありました。

所得税の控除などの基本的な仕組みは1960年代までにできたものです。この時代は、夫が会社員で妻

が専業主婦の世帯が多くを占める社会構造となっており、増え続ける人口が経済を押し上げていました。

しかし、現在は多くの世帯で共働きが一般的です。また、少子高齢化の加速により人口も減少傾向にあり、増える高齢者を支える負担が働き手に大きくのしかかっています。

このように、右肩上がりの時代では機能していた税制が、近年の社会構造の変化に対応できずにゆがみが生じているため、税制の根本的な見直しが求められています。

■配偶者控除「103万円」の壁

中でも、専業主婦世帯の税負担を軽くする「配偶者控除」の見直しに關する議論が焦点になるといわれています。配偶者控除は、妻の年収が103万円以下なら、夫の所得金額から38万円が控除される仕組みです。パートなどで働く主婦の中には、この控除を受けるために、年末などの時期には勤務時間をあえて減らすといったケースが少なくありません。減税になる所得水準を意識するあまり、勤務時間をあえて減らしてしまう「103万円の壁」と呼ばれています。

人口減少に伴う労働力の目減りを

補うために働く女性を増やすことが求められている一方で、女性の働く意欲をそいでしまっているこの制度の仕組みがミスマッチを生じさせている原因となっています。

また、年末などの繁忙期に人手不足に陥ることは、企業が成長する上で大きな問題になっているという指摘もあります。

政府税調では、妻の年収に関係なく、夫婦世帯を対象とした新たな控除の仕組みを作る議論を深める見通しで、収入の多い夫か妻の所得から一定額の控除を認める「夫婦控除」を創設する案などが検討されています。

ただし、この制度だと適用対象者が大幅に増えるため高所得世帯は控除額を縮小したりする制限が必要であるとの指摘や、これまでの制度で恩恵を受けてきた専業主婦世帯が増税になれば反発することなども予想されます。このため、配偶者控除の見直しだけに限らず、所得税全般を見直し対象として慎重に制度設計をする考えです。

税制の仕組みが変われば、人の働き方や企業活動も変わります。時代に合った税制の仕組みの構築に向けて、今後の所得税改革の動向に注目が集まっています。

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる2015年分の路線価(1月1日現在)を発表しました。全国約33万地点の標準宅地は前年比で平均0.4%マイナスと7年連続で下落しましたが、下げ幅は前年より0.3ポイント縮小。リーマンショック以降の連続の下落となりましたが、下げ幅はこの7年で最も小さくなり、下げ止まりの傾向が強まりました。景気回復や円安の影響で、国内外の資金が都市部を中心とした不動産投資に回ったことが回復傾向を強めたとみられます。

47都道府県のうち、上昇したのは10都府県。昨年は8都府県でしたが、新たに京都府が7年ぶり、沖縄県が23年ぶりにプラスに転じました。東京、大阪、愛知の3都府県はそろって上昇しました。近年、円安などが買い材料となり、海外マネーの流入が進み、大都市圏で不動産価格が上昇しています。これらにけん引される形で地方都市でも下げ止まりや上昇に転じる状況となっているようです。また東日本大震災の被災者が移転

路線価、10都府県で上昇 全国では下げ幅が縮小

—国税庁、2015年分—

するための住宅地の需要が大きい宮城、福島など10都府県では、去年より上昇しました。宮城県が2.5%上がり、上昇率で全国トップとなったほか、福島県(2.3%上昇)も2年連続で上がりました。

都道府県庁所在地の最高路線価でみると、前年より上昇したのは札幌、仙台、岐阜、静岡など21都市で、昨年の18都市に富山、福島、松山が加わりました。東京、名古屋、大阪、広島の上昇率は10%を超え、さいたま、横浜、金沢、京都、岡山、福岡の6都市も5%を超えました。

今年1月の税制改正で相続税の非課税枠となる資産の基礎控除は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」から「3000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられました。相続税の土地評価額は、路線価を算定基準としているため、路線価が上がれば課税対象も増えます。路線価が上昇した都市部では課税対象者の拡大が見込まれます。

「日本酒」の表示 純国産のみ限定

■国税庁■

国税庁は国産米や国内の水を使って国内で醸造された清酒だけを「日本酒」として販売できるようにする方針を明らかにしました。外国産との違いを明確にし、日本産のブランド価値を高めて海外展開を後押しする方針です。

これまで日本酒の明確な定義はありませんでした。国税庁は年内にも日本酒について、地名を商品名に使用する「地理的表示」に指定する予定です。地理的表示制度は世界貿易機関(WTO)の協定に基づく制度。特定の産地で特徴的な原料や製法で作られた商品だけがその産地名(地域ブランド)を独占的に名乗ることができず。

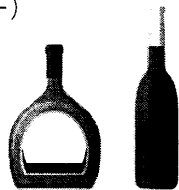
日本を含む加盟国は指定された酒類や農産物などの特産品を保護するため、その地名を産地以外の商品に使わないよう取り決めていきます。日本酒が地理的表示に指定された後は、海外の原料や産地で作られた清酒は「日本酒」と表示できなくな

ります。海外でも純日本産ではない清酒が「JAPANESE SAK E」などと表示されていけば、現地政府との協定に基づき、製造や販売の取り締まりを要請できるようになります。

世界的な日本食ブームを受け、日本酒の輸出も増加傾向にあります。2014年の輸出額は10年前の2倍強にあたる約115億円、輸出量は約2倍の約1万6300キロリットルに達しています。一方で米国やブラジル、中国などで現地産の米を使った清酒の生産も増加していることから、日本の生産者から日本酒ブランドの保護を求める声が強まっています。

海外の「地理的表示」で 保護されているお酒の例

- フランス○
ボルドー(ワイン)
コニャック(ブランデー)
- イギリス○
スコッチ・ウイスキー
- カナダ○
カナディアン・ウイスキー





日本商工会議所 「消費税率引上げ対策」 改訂版を発行

日本商工会議所は、消費税率引上げに伴う価格転嫁対策を分かりやすく解説した小冊子「ケースで考える消費税率引上げ対策」(改訂版)を発行しました。この小冊子は、消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことを踏まえ、作成されたものです。

日本商工会議所の調査によると、平成26年4月に消費税率が8%に引上げられた後、駆け込み需要とその反動減、物流の混雑、一部システムダウンなど様々な影響が企業に出たといわれています。

同冊子では、中小企業がさらなる税率引上げを乗り越えられるよう、今回発生した様々な影響を振り返るとともに、価格表示、新商品開発、資金繰り、消費税転嫁対策特別措置法への対応など、業種別のケーススタディを掲載しています。

冒頭の「消費税率引上げの経営への影響と対策の全体像」では、消費税率引上げについて、全ての商品で一律に転嫁できれば問題はないが、一

律に転嫁できない場合には適正な利益を確保できないことも考えられることから、商品ごとの価格の見直しにメリハリをつけたり、新商品の開発などにより事業全体で売上げや利益を確保する方策を勧めています。業種別では、①小売業(スーパーマーケット)、②飲食業(喫茶店)、③情報通信業(ソフトウェア開発)、④建設業、⑤製造小売業(雑貨の製造・販売)、⑥製造業(自動車部品メーカー)の6つのケースにおける消費税率引上げ対策を掲載。巻末には、「消費税率引上げ対策チェックリスト」も掲載しています。

同冊子は、各地の商工会議所を通じて、全国の中小企業・小規模事業者へ無料配布しているほか、日本商工会議所のホームページからダウンロードも可能となっています。前回の消費税率8%引上げ時の自社での影響と照らし合わせてみると、あらためて対策の参考にしてみてはいかがでしょうか。

8月の税務と労務

一 税 務 一

- ★個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- ★6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★個人事業者の27年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

一 労 務 一

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限……8月31日

顧客の価値観は千差万別です。価格を優先する顧客もいれば、品質にこだわる顧客、接客にこだわる顧客もいます。すべての顧客に満足してもらうことは難しいことです。どの理由でお店を選ぶかは顧客によりさまざまですが、顧客は自分にとっての都合のよさ、自分なりのことだわりでお店を選びます。▼企業経営でも重要なのは、「こだわり」です。言い換えれば、他店との「差別化」です。どうしてもゆずれない点、つまり、自社にとっての「こだわり」は何

「こだわり」の追求

でしょうか。こだわりを再認識することが企業にとっての強みとなり、一層他店との差別化が可能となるのです。▼競合店を研究し、参考にすることも大切です。しかし、他店のことを気にしすぎるあまり、自社の強みがおろそかになるようでは本末転倒です。顧客に他店と比べ、他店以上に、自社の「こだわり」を提供することが差別化の近道となります。他店との差別化の本質は、自社の「こだわり」を再認識し、追求することです。